

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～
発行：山口県消費生活センター

令和元年12月2日
-226号-

消費生活トラブル情報

注目!

フリマサービス、トラブルは個人間で解決?



相談事例



初めてフリマアプリを利用し、新品と記載された時計を約2,500円で購入した。届いた時計はネジが回らないしすぐに遅れる。売り手に抗議のメールを送ったが、回答がない。

アドバイス



- フリマサービスでの取引は、売主と買主との個人間の取引です。利用規約では、トラブルは当事者間で解決するように求められているので、取引は慎重に行いましょう。
- 利用する際は、利用規約をよく読み、サービスの仕組みや禁止行為、出品禁止商品等についても理解した上で、ルールを守って利用しましょう。
- 当事者間で話し合っても、フリマサービス運営事業者に相談しても交渉が進まない場合は、問題点の整理等を行うため、お近くの消費生活センター等に相談しましょう。

参照先：国民生活センターHP <http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen349.pdf>

山口県消費生活センター TEL.083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX.083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間 【月～金】8:30～19:00 【土】8:30～17:00 ※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 【平日】9:00～16:30(入場受付16:00まで)

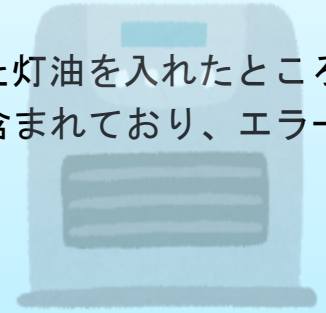
※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

注意情報

暖房器具に、 昨シーズンの灯油を使わないで！

事例

新しく購入した石油ファンヒーターに、保管していた灯油を入れたところ、エラー表示が出た。メーカーからは、「灯油に水分が含まれており、エラー表示が出た。部品交換が必要」と言われた。



アドバイス

- 灯油は、保管中に日光や熱により変質したり、水や異種の油などが混入したりして「**不良灯油**」になることがあります。
- 不良灯油を暖房器具に使用すると、煙が出たり緊急消火ができなくなったりするなど、**故障の原因になります**。
- 昨シーズンのものなど、**変質の可能性がある灯油は使用しないでください**。

出典：国民生活センターHP <http://www.kokusen.go.jp/mimamori/pdf/shinsen351.pdf>

お知らせ 消費者啓発出前講座の講師を派遣します

山口県消費生活センターでは、県内の公民館や学校などで行われる学習会や会合に、無料で消費者講座の講師を派遣します。

講師の派遣を希望される場合は「講師派遣申請書」をダウンロードして、郵送・FAX・メール等でお申し込みください。

申込日により派遣できないことがありますので、申請はお早めをお願いします。



消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が**分かる**

1 →

を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が**分からない**

2 →

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど

お知らせ

体験学習型 消費者教育施設

「まなべる」の御紹介

体験学習型 消費者教育施設

まなべる

消費者力

UP

賢い消費者になろう!

山口県消費生活センターでは、消費生活に関する各種の相談をお受けし、問題解決のための助言・あっせんなどを行っています。悪質商法等による被害は依然として後を絶たず、また、手口も年々巧妙・複雑化しているのが現状です。そのようなことから、「子どもから高齢者まで、体験しながら楽しく学べる空間」をつくり、多くの県民の皆様にご利用いただき、消費者被害の未然防止を図ります。

家族と、クラスの友達と、地域の仲間といっしょに、「学ぶ」「気づく」「知る」に対応できるコンテンツを体験し、より積極的に消費生活問題を「学べる」場所、それが消費者教育施設「まなべる」です。



○コンセプト「県民の消費者力UP」

「まなべる」では「体験」、「学習」、いろいろな「情報」を得ることで、消費生活問題を学ぶことができます。「まなべる」を効果的に活用していただくことで、県民の積極的消費者力向上を図ります。

○利用時間 平日 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

○ネーミング&ロゴ

消費生活問題に関して「学べる」場所であり、皆様に対して「消費者問題の警鐘(ベル)を鳴らす」情報発信ステーションとしての機能もあつたことから、「まなべる」とネーミングしました。

消費者教育施設

まなべる

体験 学習 情報



来て・見て・学んで 身につけよう消費者力!!

「まなべる」は、専用端末で消費生活トラブルの疑似体験ができる体験ゾーンや、書籍やDVDの貸出を実施する情報ゾーンがあります。



山口県消費生活センター TEL 083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (啓発)
〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 FAX 083-923-3407

山口県消費生活センター 検索

相談受付時間	【月～金】 8:30～19:00	【土】 8:30～17:00	※日曜・祝日・年末年始はお休みです。
まなべる利用時間	【平日】 9:00～16:30	(入場受付は16:00まで)	※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。